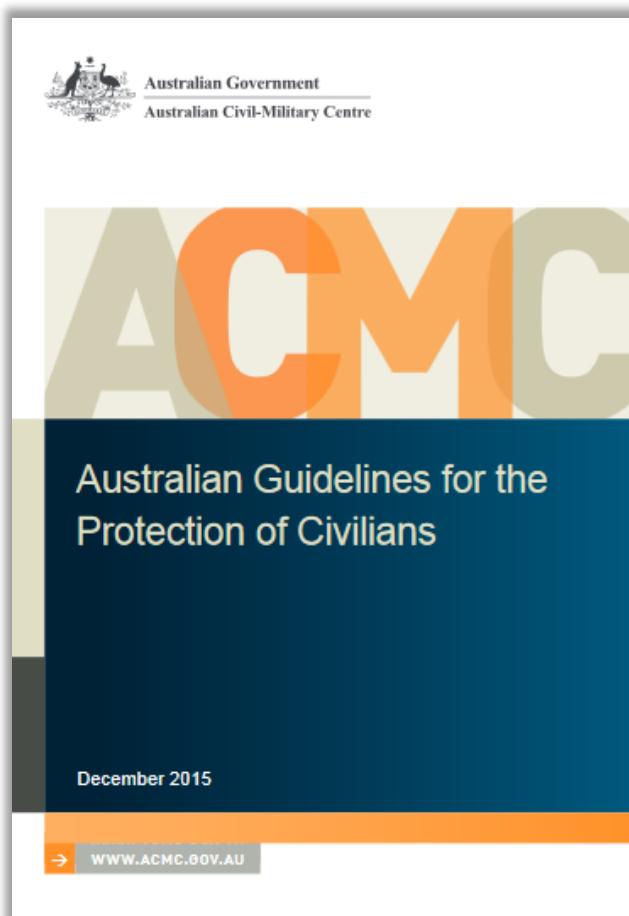


文民の保護のためのオーストラリアのガイドライン (POC ガイドライン)

オーストラリア政府
オーストラリア民軍センター (ACMC)



(https://www.acmc.gov.au/wp-content/uploads/2016/01/160128_POC-Guidelines.pdf)

訳：防衛省統合幕僚学校 国際平和協力センター研究員 川嶋 隆志
Translated by Takashi KAWASHIMA, Research Officer, Japan Peacekeeping Training and Research Center,
Joint Staff College, Japan Ministry of Defense

- ※ 当翻訳は、オーストラリア民軍センターから翻訳および掲載許可を得て、国際平和協力センターでの研究および一般研究者の参考に供することを目的として、当センター研究員が作成したものです。
- * This document has been translated by Japan Peacekeeping Training and Research Centre (JPC) to inform the JPC and the general researchers about the issues of Protection of Civilian upon permission from Australian Civil-Military Centre (ACMC).

本研究は、諸外国における国際平和協力への取り組みに関する国際平和協力センターの調査・研究の一環として行ったものであり、防衛省・自衛隊、統合幕僚監部等の見解等を示したものではありません。

This translation is merely a part of the JPC's research efforts on international peace cooperation activities, not representing any views of the Joint Staff, the Japan Ministry of Defense, or the Japan Self Defense Forces.

目 次

序 文

はじめに	1
➤ 「文民の保護」に対するオーストラリアの積極的な取り組み	2
➤ ガイドラインの目的	2
➤ ガイドラインの利用方法	2
「文民の保護」の理解	3
➤ 「文民の保護」の定義	3
➤ 「保護する責任」(R2P) と「文民の保護」の区別	4
➤ 国際法的および政策的枠組み	4
➤ 責任の共有：国家と国際社会	5
「文民の保護」へのオーストラリアのアプローチ	6
➤ 「文民の保護」の指針となる原則	6
➤ 「文民の保護」のためのオーストラリアの重点分野	7
➤ オーストラリアの 3 つの重点分野	8
別紙第 1 : POC ガイドライン策定に参加したオーストラリア関係政府機関	10
別紙第 2 : オーストラリアの規範および政策の枠組み	11
別紙第 3 : 略語リスト	14

序 文

「文民の保護」(Protection of Civilians : POC) のためのオーストラリアのガイドライン(以下「POC ガイドライン」とする)は、国際武力紛争やその他の暴力的な環境における、「文民の保護」のためのオーストラリア政府としての統一見解を提示するものである。POC ガイドラインは、オーストラリア民軍センター (Australian Civil-Military Centre : ACMC) の支援の下で、オーストラリア政府機関および NGO 等から幅広い参加を得て行われた、広範な協議を経て策定された。

現代の紛争においては、無差別および過度な攻撃、性的およびジェンダーに基づく暴力、国際法違反のものを含む組織的な、あるいは場当たり的な各種暴力が、より多くの文民に向けられるようになっている。国際人道法や人権法によって当該状況からの(文民の)保護が規定されているにもかかわらず、こうした状況が続いている。この状況に対して、より踏み込んだ対応が必要なのは明らかである。POC ガイドラインは、「文民の保護」が問題となった際に、誰が責務を負い、何をなさなければならないのかを、明確化する文書である。そして、POC ガイドラインは、法の支配を推進することを、オーストラリアの活動の中心に据えている。

POC ガイドラインはオーストラリア国防軍 (ADF) およびオーストラリア連邦警察 (AFP) の運用に焦点を当てているが、その一方で、海外での活動に関与するオーストラリア政府内のあらゆる部署および機関の、「文民の保護」に関する共通の理解を得るものでもある。

POC ガイドラインは、オーストラリアが「文民の保護」の重点とする以下の分野における、活動実行の指針を示す：

- 対話と関与を通じた保護
- 身体的保護の提供
- 保護する環境の確立

また、POC ガイドラインは「女性・平和・安全保障に関するオーストラリア行動計画 2012-2018」の下で、ADF と AFP のために POC ガイドラインを策定するという、オーストラリアの取り組みにも合致している。行動計画は、平和と安全保障の取り組みにジェンダーの視点を統合し、女性や女児の権利を保護し、そして紛争予防、管理、解決に女性の参加を推進するために、オーストラリアが国内・国外でなすべきことを示したものである。

これらのガイドラインは ADF と AFP、その他のオーストラリアの政府機関関係者のためのものであり、我々は、これらのガイドラインを推奨する。最も重要なことは、POC ガイドラインは、特に頻度が増しつつある「文民の保護」マンデートに係る活動のために、オーストラリア政府が如何に備え、対応するのかを知らしめるものであるということである。

オーストラリア国防軍参謀長
空軍大将 マーク・ビンスキン, AC

オーストラリア連邦警察コミッショナー
アンドリュー・コルヴィン, OAM APM

はじめに

アフガニスタン、ボスニア、中央アフリカ、イラク、ルワンダ、南スーダン、シリア、そして東ティモールでの経験によって十分過ぎるほど明らかにされたとおり、今日の武力紛争およびその他の暴力的な環境は、文民に壊滅的な影響を与える。今日、武力紛争は国家間よりも一国内において、より頻繁に発生しているし、膨大な死傷者の大半は文民が占め続けている。文民は国際人道法および国際人権法の下で保護されているにもかかわらず、ますます多くの文民が無差別または過度な攻撃、性的およびジェンダーに基づく暴力や、その他国際法違反のものを含んだ、組織的な暴力の標的となったり、あるいは場当たり的な暴力の標的にされている。

POC ガイドラインは、国連安全保障理事会（UNSC）またはその他の多国籍、地域、国家主体によって任務付与されたものであるか否かにかかわらず、オーストラリアが関わる全ての「国際活動および関与」¹において、「文民の保護」を強化するという、オーストラリアの積極的な取り組みを示すものである。POC ガイドラインは、オーストラリアが世界中で行っている国際の平和と安全への貢献を反映するものであり、この貢献から得られた教訓に基づき策定され、さらに今後のオーストラリアによる貢献を強化するものである。

また、POC ガイドラインは、ADF および AFP のために「文民の保護」に関するガイドラインを策定するという、「女性・平和・安全保障に関するオーストラリア行動計画 2012–2018 (NAP)」の遂行の一貫でもある。この取り組みの中心は、平和と安全保障の取り組みにジェンダーの視点を統合することによって、女性と女児、男性と男児たちへの、武力紛争の影響を低減することである。

ADF と AFP の活動を中心にながらも、POC ガイドラインは「文民の保護」に関するオーストラリア政府全体としての立場を代表し、政府全体としての「文民の保護」に関する共通理解を促すものである。この共通理解は、効果的な「文民の保護」を遂行するため、そして、オーストラリア政府として統一かつ一貫したアプローチをとるために、極めて重要である。

¹ 本 POC ガイドラインの各所で言及されている「国際活動および関与」とは、国際および非国家間での武力紛争、紛争後、その他の武力を伴う暴力状況における、戦闘、平和、人道、安定化、暴動鎮圧などの活動を含む。

「文民の保護」に対するオーストラリアの積極的な取り組み

オーストラリアは国際的なフォーラムにおいて、「文民の保護」の問題にかかわってきた長い歴史を持つ。オーストラリアは国連原加盟国であり、国連通常予算および平和活動予算における第12位の拠出国である。オーストラリアは延べ65,000名の要員を、50以上の国連および多国間による平和安全作戦に派遣し、武力紛争のもたらす有害な影響を予防・最小化し、平和と安全を回復するための国際法の履行に積極的に取り組んできた。

オーストラリアは、文民を保護するための重要な役割を世界中で果たしている。2013年から2014年の国連安保理非常任理事国としての任期中に、オーストラリアは安保理マンデートにおける「文民の保護」の強化を提唱し、安保理決議第2185号を後援した。この安保理決議第2185号は、「文民の保護」の中心的役割を強調した、平和維持における警察の役割に関するものである。オーストラリアは、平和維持に関する国連総会特別委員会（C-34）に積極的に関与しており、武力紛争における「文民の保護」に関する非公式加盟国友好グループおよび女性・平和・安全保障に関する友好グループメンバーである。また、オーストラリア政府は、アフリカ連合（AU）の平和支援活動のためのPOCガイドラインの共同策定にかかわってきた。

ガイドラインの目的

POCガイドラインの目的は、文民が暴力の脅威にさらされている場所において活動や関与を行うオーストラリアの関係機関に対して、戦略レベルのガイダンスを提供することである。ガイドラインは「文民の保護」に関する政府としての原則と、オーストラリアの関係政府機関²によって合意された重点分野を明確化することで、「文民の保護」に関わるオーストラリア政府の政策および戦略の策定を明らかにし、そして「文民の保護」マンデート³を伴う活動の準備・実行の準拠となる。

POCガイドラインは、オーストラリアが国際法、国連総会および安保理決議に基づいて、「文民の保護」に積極的に取り組んでいくことを示すものである。POCガイドラインに記された各指針は、既存の法的および政策的枠組み（別紙第2参照）と一貫しており、現場からの教訓にも依拠している。

ガイドラインの利用方法

POCガイドラインに記された指針は、オーストラリアが「文民の保護」への積極的な取り組みを行うことを明示し、オーストラリア政府機関全体に対し「文民の保護」原則に関する共通理解を提供するよう記述されている。ガイドラインは各政府機関にお

² POCガイドラインの策定に協力、合意したオーストラリア関係政府機関一覧は、別紙第1のとおり。

³ マンデートまたはPOCマンデートとは、国連安保理またはその他の多国籍、地域および国家主体の付託に基づき、オーストラリアが関わる活動および関与を指す。

ける運用レベルおよび戦術レベルの個別具体的な方針を定める際の参考となるだろう。

POC ガイドラインは一義的には ADF と AFP の指揮官・幕僚を対象としているが、「国際活動および関与」に関する計画、政策策定およびオーストラリア政府の目標実行に関わる、あらゆる政府関係者に関するものである。

「文民の保護」の理解

武力紛争下において文民を保護すべきであるという概念は、新しいものではない⁴。「文民の保護」は、長らく国際人道法の目的であり、「国際活動および関与」におけるオーストラリアの取り組みの焦点となってきた。しかしながら、過去 20 年の間にルワンダ、ソマリア、そして特に旧ユーゴスラビアにおいて、大量の残虐行為が行われてきたことを受けて、国際社会と国連は「国際活動および関与」の中で、「文民の保護」の問題を明確化し、優先事項に位置付けてきた。

「文民の保護」の概念は、武力紛争やその他の状況での暴力の影響から弱者を保護するため、国連、国家およびその他の人道アクターによって、発展させられてきた。これは、身体的保護を提供するという最も差し迫った優先事項から、国家における法の支配と安全保障を促進するというより長期的な目標までを包含している。

「文民の保護」の定義

POC ガイドラインの各指針の目的を達成するために、「文民の保護」は、**人権法、国際人道法、国際刑事法および国際難民法を含む法に合致し、文民の権利⁵を包括的に尊重することを目的とした全ての活動を含む**⁶。各指針の目的を達成するために、「文民の保護」は、武力の行使を含む、「文民の保護」のために着手される活動により成り立つ。オーストラリアが「文民の保護」のために取り組む個別具体的な活動は、オーストラリア政府によって権限付与されたマンデートに依拠して行われる。この際、国連安保理による授権の範囲および関連する他のマンデートを考慮する。⁷

⁴ 上記（※脚注 3）に同じ。

⁵ 何人も、敵対行為およびその他暴力行為の当事者でない、あるいは当事者でなくなった者は、軍または武装グループの一員でない限り、「文民」と見なされる。ある者が文民であるか否か判断し難い場合にも、同様に文民と見なされる。

⁶ 国連憲章第 6 章、第 7 章、第 8 章に基づく活動、または国連による制裁でない場合にあつては、国際人道法および交戦規定に基づく活動を指す。

⁷ 「文民の保護」は、平和維持活動部隊が展開されている場所を含む武力紛争またはその他の暴力状況に最もよく適用される概念である。オーストラリアの文脈においては、オーストラリア国防軍およびオーストラリア連邦警察に最もよく適用される。その他のオーストラリア政府機関も、保護を必要とする人々を支援する上で重要な役割を果たす。外務貿易省の「人道的行動枠組みにおける保護（Protection in Humanitarian Action Framework）」は、オーストラリア

「保護する責任」(R2P) と「文民の保護」の区別

「文民の保護」を「保護する責任」と混同してはならない。「文民の保護」と「保護する責任」は、いずれも人為的暴力からの苦痛を予防するために行動する責任を伴うものであり、両者が共に関連する状況もあり得る。しかしながら、それらの適用される前提条件と、包含する行動は明確に異なる。

「保護する責任」は、大量の残虐行為という犯罪であるジェノサイド、戦争犯罪、人道に対する罪および民族浄化から、国家は人々を「保護する責任」を持つという、世界的に合意された原則である。「保護する責任」は、国家が大量の残虐行為の罪から自國の人々を保護する第一義的責任を負うという立場に依拠しており、国際社会の責務は国家による責務遂行を支援することである。

「保護する責任」は、国家が責任を果たすことができない場合には国際社会が集団行動をとり、状況によっては国連憲章の規定に合致した集団的な武力行使を含む行動を、最後の手段としてとることを責務として規定するものである。

オーストラリアは「保護する責任」を強く支持している。

国際法的および政策的枠組み

歴史的に「文民の保護」は、武力紛争下での行動を規制し、とりわけ敵対行為の当事者でない者および当事者でなくなった者への影響を限定することを図る、国際人道法（武力紛争法としても知られる）に依拠してきた。国際社会の「文民の保護」に対する理解が深まったことで、「文民の保護」の概念はさらに拡大し、国際人権法、国際刑事法、国際難民法における見解とも合致していった。過去20年間において、国際社会は、保護に係る脅威、必要性および対応といった、相互に関連する文民の保護の多様な活動の側面に取り組むために、「文民の保護」に対する認識統一を進めてきた。

1999年に国連安保理によって採択された、「文民の保護」をテーマとする最初の決議から15年経った今、「文民の保護」は国連のアジェンダの中でも突出した位置を占めている。国連安保理は「文民の保護」を支持する一連の決議を採択した（特に、2006年の安保理決議第1674号、2009年の安保理決議第1894号）。そして現在では、平和活動のためのほとんどの安保理決議マンデートに「文民の保護」が含まれている。国連ミッションの大多数は、最低でも物理的暴力からの差し迫った脅威下において文民を保護することを、任務として付与されている。また、国連安保理は一貫してそのような活動において、「必要なあらゆる手段の行使」や、「すべての必要な措置」をとる権限

の政府開発援助を通じた海外における人道的行動について規定する。人道的危機状況下において、外務貿易省は国連機関、国際赤十字・赤新月運動、非政府機関等を支援し、人道支援活動の一環として行う保護を支援することができる。外務貿易省の人道的保護活動は、リスクの減少および暴力・搾取・故意による剥奪による深刻な身体的・精神的インパクトに対応することによって、自然災害および人為的危機の影響を受ける人々の安全を向上させることを焦点とする。

を付与している。そして、国連マンデートを実行するためには殺傷力を伴う武力の行使までが、権限に含まれている。

上段に記した「文民の保護」に関する安保理決議の他に、2000年の女性、平和、安全保障（WPS）に関する安保理決議第1325号およびWPSアジェンダを形成する6つの関連決議を含む決議が、「文民の保護」に寄与している。安保理決議第1325号は、女性、女児、男性、男児が紛争によって異なる影響の受け方をすることを認知し、平和と安全保障の取り組みにジェンダーの視点を取り込んだものである。

「国際活動および関与」のために派遣されるオーストラリア国民に適用される法律は、当該オーストラリア国民が置かれる実際の状況により、ケースバイケースで評価される必要がある。例えば、国際人道法は、法的には、武力紛争が存在し、オーストラリアが当該武力紛争の当事者である場合にのみ適用される。国際武力紛争と非国際武力紛争には、それぞれ異なったルールが適用される。オーストラリアが「文民の保護」に係る「国際活動および関与」を行う人権法上の義務を負っているか否か、そしてどの義務を具体的に負っているかは、活動や関与を行おうとする個別具体的な状況によって決定される。オーストラリア国民は1995年の刑法を含む国内法の領域外適用の対象となり、オーストラリア国防軍の要員は、1982年の国防軍規法に従い、そして、オーストラリア連邦警察は1979年のオーストラリア連邦警察法を遵守することが求められる。加えて、オーストラリア国民である要員は、政策上の事項として、特定の活動においてのみ適用される各種法の規定と整合性のある行動を常にとることとなる。

POCガイドラインの各指針は、別紙第2に列挙されている既存の多くの国内外の法的、政策的枠組みと整合したものであり、なおかつ、これら既存の枠組みを強化するものである。

責任の共有：国家と国際社会

「文民の保護」の核心には、自国民を保護する一義的責任を負うのは国家であるという共通の認識がある。国際人道法および国際人権法の違反に対しては、これらの国際法の遵守を確保し、説明責任を尽くすことが、「文民の保護」のための取り組みの中心となる。

「国際活動および関与」は、派遣先国が「保護する責任」を果たすことができるようになるための支援や、また、そのための能力構築のために実行されるだろう。武力紛争およびその他の暴力状況においては、派遣先国が文民を保護する義務を果たす能力、実効性もしくは、積極性を持たないこともあります。このような状況においては、派遣先国が文民を「保護する責任」を果たすことが可能となるまで、もしくは責務を果たす意思を持つまで、介入国は、文民の保護に関して、より多くの（もしくは全ての）責任を負うこともありうる。武力紛争の状況下においては、組織的な武装グループを含む全ての紛争当事者が、「文民の保護」に関連する様々な義務を負っている。

また、国連機関、地域機関、国内機関、国際赤十字委員会およびその他の人道アクターを含む国際機関は、それぞれ独自のマンデートおよび責任を負う分野を有しており、文民を保護するための重要な役割を担っている。

文民は、自らの保護の必要性を訴える上で中心的役割を果たす。文民への関与および紛争予防、紛争解決および平和構築への女性の参画を促すことは、保護の取り組みを成功に導く上で不可欠である。

「文民の保護」が効果的に実行されるためには、軍、警察、文民の各コンポーネントを含む、広範なアクター間での調整が求められる。

「文民の保護」へのオーストラリアのアプローチ

本セクションでは、「文民の保護」のためにオーストラリア政府機関が提示する**指針となる原則と重点分野**について概説する。合意された原則と重点分野によって、戦略レベルの方針と主要な考慮事項が定められる。これらはオーストラリア政府の政策および戦略の策定のために参照され、「文民の保護」を含むマンデートが付与された「国際活動および関与」のためにオーストラリア国防軍およびオーストラリア連邦警察が行う、計画立案および準備に活用される。指針となる原則と重点分野の基盤にあるのは、オーストラリアの国際人道法、国際人権法、国際刑事法および国際難民法へ積極的に取り組み並びにこれらを遵守するという姿勢である。

「文民の保護」の指針となる原則

すべての「国際活動および関与」において、「文民の保護」へのオーストラリアの関与は、次の原則に基づく。

- a. 「文民の保護」は、国際の平和と安全に対するオーストラリアの重要な貢献の一つである。
- b. 「文民の保護」戦略は、これらが適用される状況における、オーストラリアの国際人道法、国際人権法、国際刑事法および国際難民法を含む国際法上の義務を反映するものである。
- c. 「文民の保護」戦略は、派遣先国が自国民を保護する能力を欠く場合、またはその意思を持たない場合、若しくは政府軍そのものが文民に脅威を与えていると見なされる場合に、派遣先国が保護の取り組みを行うのを支援し、あるいは文民を保護するためにとるべき行動を提示するものである。
- d. 「文民の保護」戦略には、影響力を持続させることを見据え、市民社会や地域コミュニティと共同で各種計画立案を行うこと、そして、協議を行うことが盛り込まれる。
- e. 「文民の保護」戦略は、女性、女児、男性および男児、弱者、負傷者、障害者、少数民族、難民、国内避難民、医療関係者などの危険な状況下で働く専門家等を含む、弱者の様々なニーズを認識し、これらに取り組む。
- f. オーストラリア政府機関は、軍、警察、文民コンポーネントを含む、保護の実施者となる全てのアクターと協力して行動する。

- g. オーストラリアは全ての活動を通じて「文民の保護」を支援し、「文民の保護」を損ねないようにする。

「文民の保護」のためのオーストラリアの重点分野

オーストラリアは、「文民の保護」のための3つの重点分野を定めた。⁸

- a. 対話と関与を通じての保護
- b. 身体的保護の提供
- c. 保護する環境の確立

これらの重点分野は、「国連平和維持活動における文民の保護に関する国連PKO局・フィールド支援局政策（2015年）」に詳述されている、武力紛争下で文民を保護するための3段階のアプローチと整合している。当該重点分野は、オーストラリアが「国際活動および関与」を通じて行う「文民の保護」への様々な貢献のあり方についての概念的な枠組みを提供する。この取り組みに基づく保護活動は、個別のミッションまたは活動において採用される。

あらゆる状況において、幅広いアクターが「文民の保護」に貢献するという認識の下、各重点分野においては軍、警察、文民部門、さらには諸外国および非国家主体等、関係するあらゆるアクターとの緊密な調整および協調行動を追求する必要がある。

重点分野は相互に補強し合うものであり、ミッションのマンデートや現場環境に一致した形で、可能な限り同時に実行されなければならない。多くの場合において、ある重点分野における活動は、他の分野の活動との間にも深い関係がある。

各重点分野における活動は、上記に概説した文民を保護するためのオーストラリアの指針となる原則を考慮して遂行される。特に、実施する活動は、女性や女児、あるいは男児や男性の、それぞれに特有のニーズや利益に合致するよう調整され、武力紛争等の暴力状況が女性や女児に及ぼす悪影響に対応する。

⁸ これらの重点分野は、「国連平和維持活動における文民の保護に関する国連PKO局・フィールド支援局政策」（2015年7月）に依拠している。

オーストラリアの3つの重点分野

対話や関与を通じての保護は、加害者または潜在的な加害者との対話、紛争当事者間の紛争解決と調停、「文民の保護」を目的とする介入を行うよう政府およびその他の関係するアクターを説得すること、そして、「文民の保護」に関する広報および報告を実施することに加え、広報、対話、直接的な関与を通じて「文民の保護」を模索するための、その他あらゆるイニシアティブを含んでいる。この重点分野では、文民への脅威がエスカレートするのを防止することが、第一義的な焦点となる。

考えられる活動の例としては、以下が挙げられる。

- 旧来からの紛争を解決し、申し立てに対応することによる、コミュニティにおける信頼と安定の回復を図ること
- 深刻な国際犯罪に対する申し立てに対応し、これらに対して最大限の責任ある行動をとるための措置を講ずること
- 人権保障の推進に関するモニタリングを実施して、文民の脆弱性を減ずること
- 平和と安定化のための対話に女性が参加するのを支援すること

身体的保護の提供は、文民が物理的暴力の脅威にさらされる状況そのものを予防、抑止し、先行的措置、またこれに対応するための武力による示威または武力の行使からなる、警察や軍による行動を含む。これらの行動は、文民部門との緊密な連携・調整の下で提示・遂行される。また、「文民の保護」計画の共同での立案や調整系統を通じて、文民部門は軍および警察部門に対し行動・目的の方向性を定めるための支援を行う。

活動の例は次のとおりである。

- 軍隊の活動による抑止的プレゼンスを確立すること
- 侵略者を阻止するために展開すること
- 許容される範囲の武力の行使を含むあらゆる必要な手段を用いて、性的およびジェンダーに基づく暴力（SGBV）への対応をすること

保護する環境の構築は、文民の安全と権利を向上させる環境の構築を支援することに焦点を当てており、法的保護を促進し、人道支援が提供されるための支援を行い、国家機関の能力構築を図る。また、武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）および治安部門改革（SSR）を含む、難民と国内避難民の自発的かつ安全な帰還と社会復帰を促進する。主要な焦点は、紛争予防、紛争解決、平和構築、そして平和構築への女性の参画を支援することであり、紛争後の統治機構における意思決定に女性を含めること等の、派遣先国政府の取り組みを支援することである。

活動の例は次のとおりである。

- 人道支援を行き届かせるための環境の構築
- 強制移住を減少させること、および避難民が帰還するための適切な環境を整えること
- 国の警察、司法、軍の各部門を改革すること

POC ガイドライン策定に参加したオーストラリア関係政府機関

オーストラリア国防軍

オーストラリア民軍センター

オーストラリア連邦警察

国防軍の部署

国防法務官（運用・安全保障法長）

平和活動トレーニングセンター

「女性・平和・安全保障に関する国別行動計画」オーストラリア国防軍実施責任者

統合ドクトリンセンター

外務貿易省

首相官邸および内閣

女性のためのオフィス

オーストラリアの規範および政策の枠組み

本ガイドラインは、既存の多数の国際法・国内法的および政策的な枠組みと整合し、支援している。(※文書名は全て仮訳)

政策、ガイドライン、法的義務および「文民の保護」に関するその他の考慮事項

包括的な国際法上の義務	
国際人道法	
国際人権法	
国際刑事法	
国際難民法	
機関	政策、ガイドライン、法的義務およびその他「文民の保護」に影響を与える考慮要素
国際連合	国連憲章 安保理決議（UN ミッション マンデートを含む） WPS アジェンダに係る安保理決議 安保理決議第 1325 号（2000 年） 安保理決議第 1820 号（2008 年） 安保理決議第 1888 号（2009 年） 安保理決議第 1960 号（2010 年） 安保理決議第 2106 号（2013 年） 安保理決議第 2122 号（2013 年） 国連人権デュー・ディリジェンス政策（UN Human Rights Due Diligence policy） 文民の保護のための国連戦略目標（UN Strategic Aims for POC） 文民の保護に付随する考慮事項に関する国連人道問題調整事務所覚書（OCHA Aide Memoire for the Consideration of Issue Pertaining to the Protection of Civilians）

国連PKO局	<p>国連平和維持活動における文民の保護に関する国連PKO局・フィールド支援局政策 (DPKO/DFS Policy – The Protection of Civilians in United Nations Peacekeeping [2015])</p> <p>国連平和維持活動原理および原則（キャップストーン・ドクトリン）(United Nations Peacekeeping Operations Principles and Guidelines [also known as the Capstone Doctrine])</p> <p>POC教育モジュール (POC training modules)</p>
オーストラリア政府	<p>人道のための行動枠組み (Protection in Humanitarian Action Framework)</p> <p>外務貿易省人道戦略 (DFAT Humanitarian Strategy)</p> <p>脆弱国家および紛争影響下の国における作業枠組み (Framework for Working in Fragile and Conflict Affected States)</p> <p>女性・平和・安全保障に関するオーストラリア行動計画 (Australian National Action Plan on Women, Peace and Security)</p> <p>オーストラリア援助庁：繁栄の促進・貧困の減少・安定の強化 (Australian Aid: promoting prosperity, reducing poverty, enhancing stability)</p>
国防軍	<p>2012年から2018年に係るWPSに関する国防省施行細則 (Defence Implementation Plan on WPS 2012 - 2018)</p> <p>交戦規程 (Rule of Engagement (ROE))</p> <p>武力紛争法課程 (LOAC training)</p> <p>ADF平和活動初級課程 (ADF Introduction to Peace Operations course)</p> <p>ADF国連軍事専門家課程 (ADF United nations Military Expert on mission course)</p> <p>ADF平和活動セミナー (ADF Peace Operations Seminar)</p> <p>派遣準備課程 (Pre-deployment training)</p> <p>オーストラリア国防ドクトリン文書 06.4 - 武力紛争法 (ADDP 06.4 – Law of Armed Conflict)</p> <p>オーストラリア国防ドクトリン文書 3.8 - 平和活動 (ADDP 3.8 – Peace Operations)</p> <p>オーストラリア国防ドクトリン文書 3.20 - 人道的活動への軍の貢献 (ADDP 3.20 – The Military Contribution to Humanitarian Operations)</p>

	オーストラリア国防ドクトリン文書 3.21 - 安定化への軍の貢献 (ADDP 3.21 – The Military Contribution to Stabilisation)
オーストラリア連邦警察	<p>連邦警察長官指令 (AFP Commissioner's Orders)</p> <p>国際活動のための開発ハンドブック (International Operational Police Development Handbook)</p> <p>国連における平和維持・人権保障、男女平等、子供の権利を含む連邦警察国際派遣隊の課程教育 (IDG/ AFP training including international law of peacekeeping, human rights protection in the UN, promotion of gender equality, rights of the child)</p> <p>逮捕・拘束における人権基準 (Human rights standards in arrest detention)</p> <p>武力の行使における人権基準 (Human rights standards in the use of force)</p> <p>WPS に関する UN Women の課程教育 (UN Women training on WPS)</p> <p>連邦警察国際派遣隊のジェンダー戦略 (IDG Gender Strategy)</p>

略語リスト

ADF	Australian Defence Force オーストラリア国防軍
AFP	Australian Federal Police オーストラリア連邦警察
DFAT	Australian Department of Foreign Affairs and Trade オーストラリア外務貿易省
DFS	United Nations Department of Field Support 国連フィールド支援局
DPKO	United Nations Department of Peacekeeping Operations 国連PKO局
ICRC	International Committee of the Red Cross 国際赤十字委員会
NAP	National Action Plan on Women, Peace and Security 女性・平和・安全保障に関する国別行動計画
UNOCHA	United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs 国連人道問題調整事務所
POC	Protection of Civilians 文民の保護
UN	United Nations 国際連合
WPS	Women, Peace and Security 女性・平和および安全保障